

# 最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。蒸し暑い日々が続いておりますが、熱中症等体調管理には十分にご注意ください。

今回は、「倒産防止共済」について勝元が担当致します。

## 「倒産防止共済（経営セーフティ共済）」

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度です。

### ポイント 1 無担保・無保証人で、掛金の 10 倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の 10 倍（最高 8,000 万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。

### ポイント 2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

### ポイント 3 掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額額は 5,000 円～20 万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、法人の場合は掛金を損金に、個人事業主の場合は必要経費に算入できるので、節税効果があります。

### ポイント 4 解約手当金が受け取れる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を 12 か月以上納めていれば掛金総額の 8 割以上が戻り、40 か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12 か月未満は掛け捨てとなります）。

詳しいことをお聞きになりたい際は、  
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL : 092-726-2350